

人間福祉学部研究会

2020年度は、次のとおり研究会と行事を開催した。なお、研究会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため ZOOM 開催とした。

■研究会

第1回 2020年10月21日(水)

- ・テーマ スクールソーシャルワーク実践スタンダードの開発から自治体での活用促進へ—7年間の成果と今後3年間の計画—

発表者：馬場幸子 人間福祉学部准教授

- ・テーマ 判断能力が不十分な人へのソーシャルワーク実践に関する研究

発表者：林 真帆 人間福祉学部准教授

第2回 2020年11月4日(水)

- ・テーマ：統合失調症者のスピリチュアルな成長と支援の研究

発表者：橋本直子 人間福祉学部准教授

- ・テーマ：市町村における子ども家庭福祉の実施体制について

発表者：前橋信和 人間福祉学部教授

各教員の発表内容は次のとおりである。

スクールソーシャルワーク実践 スタンダードの開発から 自治体での活用促進へ —7年間の成果と今後3年間の計画—

馬場 幸子

本報告では、報告者が2013年度より行っている「スクールソーシャルワーク実践スタンダード」に関する研究の成果と今後の計画を提示した。

日本では2008年に文部科学省スクールソーシャルワーカー活用事業が開始され、急激にスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の人数が増加した。しかし、事業開始当時は実質上SSWの資格要件はなく、福祉の専門知識を有さない者

も多数SSWとして雇用されていた。そのため、SSWによる実践の質を保障できない状態にあった。このことに問題意識を持った報告者が、NASWから発行されているStandard for School Social Work Services (2012)を参考に、日本版の「スタンダード」開発に着手した。「スタンダード」の目的は、「SSWが学校組織の中で効果的に仕事をするために必要な技術、知識、価値、方法、感受性に関する意識を高めること」にある。

「スタンダード」開発は、日米両国のSSWやスクールソーシャルワーク研究者らに協力を得て行われた。初めに、米国での「スタンダード」の存在意義と活用方法等について調査を行った。その後、日本のSSWらとともに米国の「スタンダード」関連文書を翻訳し、それを基に2014年～2016年度にかけ、学習会を12回行い、延べ350人程度の参加者を得た。学習会でSSWから得た意見等も踏まえ、「スタンダード」を作成した。

2017年度以降は、完成した日本版「スタンダード」を用いて学習会を行っている。2018年度には年間通じて6回の学習会を行った。第1回の学習会の際に行った調査から「スタンダード」の活用効果（SSWが自らの実践への気づきを増す）が示された。また、2018年度終盤に行った調査の結果からは、継続的に学習会に参加し、かつ、日常業務の中でも「スタンダード」を使い続けていたSSWは、「スタンダード」を実践上の“指針や軸”とし、自らの実践課題を明確化、専門職として成長、自治体における事業発展のための取り組みを行うことができていたことが明らかとなった。

2019年度からは、「スタンダード」を各自治体におけるスーパービジョンで活用してもらうべく、その方法を模索している。

判断能力が不十分な人への ソーシャルワーク実践に関する研究

林 眞帆

これまで「高次脳機能障害のある人の地域生活支援を推進する援助理論」の構築に取り組むなかで、本人の生活のしづらさの1つに自己決定が阻まれることを明らかにした。他方、抑圧的な環境のなかでも本人には自分や自分の生活を変えていく力と環境や社会システムに関わり影響を与える力があることを示した。

これらの研究成果を着想の背景として、2017年度から2019年度には文部科学省科学研究費補助金基盤研究(C)「医療行為の選択と同意における判断能力の不十分な人への意思決定支援に関する研究」を実施した。本研究では、イングランドとウェールズで施行している Mental Capacity Act 2005 (イギリス意思能力法 2005) が患者や医療機関に与える影響を調査するため、イギリスのバース市でヒアリング調査を実施した。調査対象者は Royal United Hospital Bath NHS Foundation の医療ソーシャルワーカーや、General Practitioner (プライマリケア医) である。MCA 法によって障がい者の理解や権利擁護への認識が社会的なかで深まったことや、判断能力のアセスメントがソーシャルワーク実践の根拠を示すことになったことがわかった。特筆すべきは、特定の重要な決定を下す能力が不足している人々のための法的保護手段として独立代弁人制度 (IMCA) が導入され障がい者の意思決定を補完していることである。IMCA の活用は医療機関にも義務づけられていたが、現実には場面ごとの意思決定の手続きは時間がかかり代弁人からの報告が遅く、医療処置が遅れ患者の生命を危ぶめるなどの課題が指摘された。わが国では、平成30年厚生労働省が「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定ガイドライン」を作成したものの、主に成年後見制度という代理決定の機関との連携・調整を重視することが示されている。

2018年には、医療ソーシャルワーカーへのアンケート調査を実施した。その結果、医療機関で

は圧倒的に病名や障害などを要件に意思能力を判断していること、ソーシャルワーカーも同様の判断をしていることが明らかになった。本調査を踏まえ、意思決意をめぐる医療ソーシャルワークの課題として①意思ある存在としての対象認識、②意思の反映と代行決定との境界の見極め、③ソーシャルワーカーが参画できる組織改革の3点を指摘した。

統合失調症者の スピリチュアルな成長と支援の研究

橋本 直子

今回、博士論文において実施した調査研究を中心に報告をさせていただいた。

統合失調症者のスピリチュアルな成長と支援という研究テーマは、現場での依存症者と家族支援の経験から、特に AA (Alcoholics Anonymous) をモデルとしたセルフヘルプグループの場におけるスピリチュアルな成長 (spiritual growth) と回復に関心を持ったこと、そして統合失調症者のリカバリーにおいても、スピリチュアリティの視点を持った支援が必要とされているのではないかと考えたところから始まった。よって、研究過程は、調査と自身の実践 (SA への支援) が循環的に進んでいく形となった。調査では 1. SA (Schizophrenics Anonymous) の場が統合失調症者のスピリチュアルな成長を志向する場である、2. 統合失調症者のリカバリーにおける「スピリチュアルな成長」がある、の2つの仮説を段階的におき、質的調査によって検証を行った。1の仮説の検証後、2においては、SA に参加した一統合失調症者 A 氏のリカバリープロセスを10年間の4回の個別インタビューの語りや手記を中心に、経年的な語りの変化をスピリチュアリティの視点から分析する事例研究とした。ここでの A 氏のスピリチュアルな成長は、SA という場をえて、自己と向き合い、自己をいとおしむ「他者を信じ、他者とつながる」「超越者を信じ、自己を委ねる」というそれぞれの、そして全体的な深化のプロセ

スであった。また、A氏のスピリチュアルペインは他者（神を含む）への信頼を喪失した深い孤独感であり、A氏にとってのリカバリープロセスは「信じる」ことの模索の旅であったと考えられた。事例研究であり普遍化はできないが、統合失調症者のリカバリーにおける「スピリチュアルな成長」とは、「病気によって発現したスピリチュアルペインを日々の生活の出来事や他者とのかわりのなかで、実存的・自覚的に問い続けることで、自己と他者（超越者も含む）とつながり、絶え間ない変化とともに、人の限界と有限性において、自己と他者、その存在を慈しみ生きていく日々の生」でないかと考えられた。

市町村における 子ども家庭福祉の実施体制について

前橋 信和

実施体制とは、子ども家庭福祉に関して、制度構築、組織整備、人員配置等関係する法体系に従い法の趣旨を実現するための活動全体をさす。

ほぼ毎年のように児童福祉法の一部改正が行われている。近年の組織再編によって、住民にとってわかりやすい窓口体制となっていない可能性を感じ、地方自治体における子ども家庭福祉の組織を調査することにより、現状、課題の一端が明らかになるのではないかと考えた。

兵庫県内41市町において審議会、障害児、子育て支援、虐待・児童相談、母子保健、ひとり親、保育サービス、地域福祉（児童委員）の8部門を取り上げ、窓口の名称、所管業務等について調査した。

- ① 審議会については、設置義務のある政令指定都市、中核市には合議制の審議組織が設置されていた。
- ② 障害児については、窓口の名称に障害者、障害福祉の含まれているところは、17市（全体29市）、2町（全体22町）であった。
- ③ 子育て支援については、家庭支援課、子育て支援課、子育て推進課など、比較的内容も分かり

やすいのではないかとと思われる名称が多かった。

④ 虐待・児童相談については、政令市、児童相談所設置市においては児童相談所が設置されており、他の市では、子ども相談担当、子供家庭支援課、子育て支援課等において、要保護児童対策を担当していた。

⑤ 母子保健については、福祉医療課、健康増進課、健康政策課など、「健康」文字の入った名称が多く、また、保健所・保健センターに窓口が設置されている自治体も多数あった。

⑥ ひとり親への支援については、子育て支援課、家庭支援課、児童福祉課、住民生活課などであり、関連課での担当業務の一貫として所管していることが伺える。

⑦ 保育サービスについては、子育て推進課、教育保育課、保育事業課、保育振興課、学校教育係などであり、保育サービスになじみのある名称が用いられている。また、教育委員会が所管している自治体も多く（15自治体、全体で41市町）、就学前教育と保育の統合が指向されていることがうかがえる。

⑧ 地域福祉（児童委員）については、福祉課、地域共生推進課、地域・高齢福祉課、社会課、長寿福祉課などであり、地域福祉、高齢者福祉等との統合が進められている。

全体を通したまとめとしては、自治体における子ども家庭福祉業務は、教育部門との協力のほか、医療部門との協力、地域福祉との協力等幅広い部門との協力や一部統合が行われていることが確認できた。従来の対象者別の縦割り担当から、在宅福祉、就学前保育教育など機能別の担当に変化していくのかもしれない。福祉政策が、組織的にも変化の過渡期にあるのではないかとと思われる。

■ 諸行事

- 講演会「地域包括ケアから社会変革への光芒」
日時：2020年12月10日（木）11:10～12:40
場所：G号館302教室

行事の概要は次のとおりである。なお、本稿は過

去2年と同様の企画であるため、前任の責任者の報告に若干の修正を加えたものである。

「地域包括ケアから社会変革への光芒」

講師：特定非営利活動法人 地域の絆 代表理事
社会福祉士 中島康晴

1. 中島康晴氏の紹介

中島氏は、1973年生まれ。花園大学を卒業後、1995年に広島県に特定非営利活動法人「地域の絆」を立ちあげ、代表理事に就任、その後、2015年度から公益社団法人広島県社会福祉士会相談役、2017年度から公益社団法人日本社会福祉士会副会長を歴任している。著書としては、「地域包括ケアから社会変革への道程【理論編】—ソーシャルワーカーによるソーシャルアクションの実践形態」批評社、「地域包括ケアから社会変革への道程【実践編】—ソーシャルワーカーによるソーシャルアクションの実践形態」批評社がある。2019年には、「『出逢い直し』の地域共生社会」上下巻を批評社から出版している。

2. 講演会の内容

講演会は2020年12月10日（木）の午前11時10分からG号館302教室で行われたが、学部生、教員など計70名近くの参加があった。

1) 非営利活動法人「地域の絆」の事業内容とその理念

非営利活動法人地域の絆は、14年前に広島県福山市で立ち上げられた。その後、拠点と活動内容を次々と広げ、現在は、広島県内で様々な福祉事業を提供しており、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型共同生活・通所介護事業、不登校児童・触法少年・要支援要介護高齢者のボランティア活動、発達障害・精神障害者の就労支援、地域交流事業、社会福祉士事務所等の事業を行う事業所などがある。

地域の絆には、3つの機能・事業がある。一つは、地域包括ケア、いわゆるコミュニティケアであり、これは様々な課題やニーズを抱えながらも地域で生活するサービス利用者に対してサービス

提供するという機能・事業である。2つ目は、社会福祉士事務所と位置づけている相談支援機能・事業である。ここでは、現在、サービスを必要とはしていないが、何らか相談事のある住民に対して相談支援を提供している。3つ目は、地域包括ケアと相談支援の中間に位置づけられるコミュニティワーク機能・事業である。地域の絆の特徴は、このコミュニティワークの機能を重視しているところにある。地域の絆のスタッフは、その業務の中に地域の人々との交流を入れており、地域住民との日常的なつながりや関わりを大切にしており、また、地域の様々な団体に、施設にある地域交流の部屋を貸し出ししたりして、地域交流を意図的に行っている。

中島氏は、「地域の絆」の理念として、事業の目的はどの事業所でも共通しており、それをもっとも大切にしているが、それぞれの事業の具体的な方法については、地域差や住民や利用者も違うので、独自性を尊重しているということであった。中島氏のいう目的とは、「重大な自傷他害の恐れが無い以上、ここで暮らし続けたいその人間の思いを否定する権利は誰にもない。どの場所で暮らし、何処で人生の最後を迎えるべきかを決めるのはその人自身である。この人間の尊厳にかかる大前提が、障害の有無によって、所得の高低さに応じて、また政府の方針に依拠して、その自由が狭小させられることなどあってはならない。これら人びとの自由を最終的に擁護するのは、新自由主義の名を借りた政府の責任放棄ではなく、社会保障とソーシャルワークの新たな関係の構築に向けた努力である。多様な方法を明らかにし、政策提言に繋げる。」である。

このような代表の理念が様々な事業となり、各スタッフもその理念を意識して実践しているところに地域の絆の特徴があるといえる。

2) 社会的排除への負の循環を断ち切る

次に、中島氏は、人間の尊厳を毀損する2つ点、①人びとの社会的権利を保障する社会保障を中心とした（雇用・労働・教育・住宅・文化・芸術・自然環境保全・防災などを含む）制度・政策の減退、②人びとの互酬性と多様性、信頼関係の毀損がある（※格差の拡大が、社会的連帯を希釈

させ、今度はそれを新保守主義の道徳教育や全体主義によって乗り越えようとする動きが今である。道徳や全体主義に頼らなくとも、地域の中で、連帯や連携を促進することは可能である）を取り上げ、それらの点は、すべてのソーシャルワーカーがなすべき「社会改革」の起点となると指摘している。

人々の間の相互作用が減少すると、他者との関わりが煩わしくなり、それが次に他者との関わりを避けるということにつながり、その結果、他者に対する無関心・無理解と慮りの欠如となり、そして、それが他者への不安・恐怖となり、最後には、他者を排斥・排除するという結果となり、それが循環することで、社会的排除の負の循環となっていると説明するのである。ソーシャルワーカーとしては、この循環を断ち切るということが必要であるとしている。

中島氏は、その負の循環の背景には、「出逢いの不在」があるとしており、彼は次のように述べている。

「全人口に占める障害者の割合は、約 10% といわれている。

ライフステージ毎に顧みれば、まず、中等度から重度の障害児の多くは一般の保育園・幼稚園には通園していない。中等度から重度障害のある乳幼児は専門の施設等におけるサービスを利用することになる。

小中学校では、学級や学校が峻別されその接点はさらに減退させられている。

大学、短期大学及び高等専門学校においては、障害者の割合は 1% 未満へと低下してしまう。そして、「大人」になってからも、公的機関や民間企業等の職場でも障害者の割合は 2% 程度で推移しており、私たちは共に働く機会を奪われ、自らが暮らす地域においてもすれ違う程度の出会いに終始する傾向にある。」

3) 「出逢い直し」による地域変革・地域包摂

それでは、状況的学習理論を用いてどのように地域変革や地域包摂を行うのか？それについて

は、先行研究を踏まえて、接触体験が重要であると次のように指摘している。

「『認知症に関する病態理解』等の「知識供与型の学習」が認知症のある人と認知症の理解を進め、スティグマの低減に連なっているとの指摘があり、この種の学習は、必ずしも認知症のある人との接触体験を必要とはしていない。」（「Ⅳ-1 認知症スティグマ操作因子モデル」阿部哲也（2016）特定非営利活動法人日本介護経営学会『認知症早期発見・初期集中対応促進に資するアウトカム指標と定量的評価スケールの開発に関する調査研究』P.81）

「認知症に関する病態理解だけでなく、認知症を内包する人格や性格等の個性の理解や関係性の濃密度が（スティグマの）低減を促進する決定因子である」（括弧内は中島）と推測しており、この部分への対応は、「知識供与型の学習」では不十分であるとの指摘がある。（「Ⅱ-3 市民書面調査と職員書面調査の統合解析」阿部哲也（2016）特定非営利活動法人日本介護経営学会『認知症早期発見・初期集中対応促進に資するアウトカム指標と定量的評価スケールの開発に関する調査研究』P.40）

そして、「出逢い直し」というのは、知識供与型の学習だけではなく、人々との実際的な出逢いにより、自分自身と人々との関係が見直され、それがさらに人との関係をより変革することができる、人々のアイデンティティの変容につながるという視点に立つことになる。中島氏は、この点から、社会変革とは人びとのアイデンティティの変容であると捉え、それは、顔と顔の見える関係の中で（地域《メゾ》領域の中で）、人びとの対話と関わりという状況を通して成されるものである。地域はその様な“豊潤な”場所であると捉えている。そして、これは、ソーシャルワークそのものの視点とつながっている。国際ソーシャルワーカー連盟（International Federation of Social Workers: IFSW）によって 2000 年に採択されたソーシャルワークの定義では、「社会の変革

を進め、人間関係における問題解決を図る」ことが描かれ、全米ソーシャルワーカー協会（National Association of Social Workers: NASW）の作成した倫理綱領と学術論文にもこの人間関係の重要性が示されている。

「ソーシャルワーカーは人間関係をウェルビーイングのための必要不可欠な要素と考え、『変化のための重要な手段』と見なす。人間関係を重んじるという価値は、ソーシャルワーカーのクライアントとの関わり方、ならびにクライアントの人生における人間関係の質を向上させようとするソーシャルワーカーの努力に影響を与える」。2014年に採択されたソーシャルワークのグローバル定義では、「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。」とされており、ソーシャルワークにおける社会改革の重要性が述べられている。

4) ミクロソーシャルワークからメゾ・マクロソーシャルワークへの展開

中島氏は、このような働きにおけるマクロソーシャルワーカーの重要性について言及された。グローバル定義を受けて、中島氏は、ソーシャルワークは、社会正義と権利擁護を価値基盤とし、次の5つの仕事を通して、全ての人間の尊厳が保障された社会環境を創出する専門性の総体をいう、としている。

ソーシャルワークにおける「社会変革」の主体は、「人びと」や「地域住民」等にあることは言うまでもない。「社会変革の促進」こそが、ソーシャルワークの役割となる。これに加えて、「社

会变革」が意図しているものは、何も変革や創造だけではない。社会が人間の権利侵害や人間性の破綻へと向かう事態があるならば、それを踏み止まらせる意味も含意している。この場合は、むしろ、社会を変革させないことが、その実践の目標となるだろう。このように、「社会変革」をひろく「社会に対する介入（働きかけ）」として捉えていくことと、「社会変革」を伸張させるためには、ソーシャルワークの価値の共通理解が不可欠であるとしている。

そのためには、ソーシャルワーカーは、①多様な「社会変革」の方途を明らかとしなければならない（「組織変革」や「地域変革」、「アイデンティティの変容」などの方法を明確にしていく必要がある）、②「人びと」の内部の状態と周囲の社会環境の情勢を鑑みて、その方途を取捨選択及び改変しながら用いていく（旧来型の「社会変革」一辺倒では、社会は変わらない）としている。このように、ソーシャルワーカーによる社会変革は、身近な社会環境変革からはじめる、その環境の状況に応じて方法をかえる、人々とともに社会を変える視点を重視している。また、それらの社会変革に向けた実践を行える所属祖期の変革もソーシャルワーカーの実践であるとしている。

3. 最後に

中島氏の実践をベースにしたメゾ・マクロソーシャルワークに関する講演は、日本の風土に合わせた実践にねざした大変意義深いものであった。特に、メゾ・マクロソーシャルワーク実践の理論的な枠組みが不十分な中で、地域での実践経験とそれを様々な理論と結びつけることにより、日本独自のメゾ・マクロソーシャルワークの方向性を示唆している。また、ミクロソーシャルワークとの関係では、ミクロ実践がメゾ・マクロ実践と結びつきにくいという参加者からの質問に対して、それは真の意味でのミクロ実践を展開できていないからであるという明快な回答が印象的であった。

（藤井博志）